

2. EU 圏における地域スポーツの展開

－ミュンヘン市の事例－

高津 勝

はじめに

ドイツ連邦共和国バイエルン州の州都・ミュンヘン市はドイツ第三の都市で人口は 135 万人。ビール産地として有名だが、自動車産業や金融・保険業、情報産業も盛んで、サッカーの強豪クラブ、FC バイエルン・ミュンヘンのホームタウンでもある。工業都市であるとともに文化と観光の都市であり、スポーツに関してもソフト、ハードともに条件整備が整っており、①クラブへの住民の組織率、②トップスポーツの実績、③スポーツ・インフラを指標とするハンブルク世界経済研究所（HWWI）の都市調査において、「ドイツ最高のスポーツ都市」（2007 年）に選ばれた(1)。市行政もスポーツへの助成を重視し、緊縮財政のもとでも、①スポーツ・インフラの整備拡充、②市民のスポーツ要求の実現にむけたクラブスポーツの助成、③「廉価」な公共スポーツサービスの提供という 3 つの基本的な施策で優れた実績を残している。以下、EU 圏における地域スポーツの具体的事例として、ミュンヘン市におけるスポーツの動向と公的施策について検討することにした。

1. ミュンヘン・スポーツの現況

2007 年度中の実数にもとづいて、①スペクテイター・スポーツ、②スポーツ・インフラ、③クラブスポーツの順で概要を把握しておこう。①については、オリンピア・パークで開催された 331 のイベントに 203 万人、アリアンツ・アリーナ（約 7 万人収容）で開催されたプロサッカーのゲーム、44 試合に 233 万人の観衆が来場した。それらのイベントは、住民だけでなくドイツ、いや世界中の観衆を対象にして開催されたものである。その数は、82 の映画館の観客総数 456 万人に及ばないとはいえ、7 つの公設交響楽団の公演の入場者数 40 万人、主要 7 劇場の観客 153 万人を大きく上回る。スポーツイベントの集客力は強力で、ス

タジアムへ足を運ぶ習慣が市民の間に定着していることをうかがわせる(2)。スタジアムでのスポーツ観戦は、主要な大衆娯楽なのだ。

ミュンヘン市教育・文化局スポーツ課（編）『ミュンヘンのスポーツ：2007 年度報告(3)』（2008 年 2 月。以下、『スポーツ報告 2007』と略す。）などによれば、②については、市立学校プール 33、公立プール 18（うち室内 9）、市内各区に存在する公営グラウンド 22、屋外スポーツ施設 170、多目的体育館 465、クラブ所有施設 164、スタジアム 4、アイス・スケートリンク 4、ゴルフコース 3、テニス場（室内を含む）565、多目的スポーツ公園 9、フィットネス・センター 112。公共・学校施設はすべて、クラブや市民のためのスポーツ活動にも使用される。フィットネス・センターは、エアロビクス、美容体操、ヨガ、ダンスなどのプログラムを提供する民間営利の商業スポーツ施設である。

③については、クラブ数 626、登録会員数 56 万人強、実動会員数 31 万人強（うち 13 万人弱が女性会員）で男性会員がはるかに多く、実技指導者数は 2,600 人弱となっている。1 クラブ当たりの実動会員数は 496 人。登録会員数は 897 人。実動会員の対住民人口比は 23%だが、OG、OB、後援会員やサポーターを含めた登録会員は対住民人口比で 41%。クラブに関与する住民の比率は高い。スポーツクラブは、実際に身体を動かす活動を超えて個人間・世代間・家族間の多様な人的ネットワークを形成する大きな住民組織であるといえる。

表 1 は直近 7 年間のミュンヘンのスポーツクラブ、会員、実技指導者の推移を示したものである。クラブ数は減少傾向にあるが、登録会員数はほぼ現状維持で、実動会員と実技指導者はともに増加している。総じて、ミュンヘンのクラブスポーツは活況を呈しながら大クラブ化の傾向に向かっていく、といえる。

表 1 スポーツクラブ・会員数の変遷（2001 年～2007 年）

年	クラブ数(A)	クラブ員数(B)	実動クラブ会員(C)			実技指導者数(D)	(B)/(A)	(C)/(B)%	(D)/(A)
			会員数	男性%	女性%				
2001	684	433,214	298,519	40.75	59.52	2,131	633	69	3
2002	661	461,620	316,357	41.19	59.25	2,180	698	69	3.3
2003	681	491,742	341,776	41.35	58.81	2,217	502	70	3.3
2004	673	500,425	359,488	41.44	58.65	2,258	744	72	3
2005	664	521,558	371,047	41.87	58.65	2,315	785	71	3.5
2006	668	536,428	384,124	41.75	58.13	2,507	803	72	3.8
2007	626	561,679	310,659	41.04	58.96	2,592	897	55	4.1

表 2 クラブで愛好されているスポーツ種目ベストテン（2007 年）

種目	会員数(A)	クラブ数(B)	(B)/(A)
登山とハイキング	125,623	68	1,847
サッカー	33,191	167	199
トウルネン（器械体操）	27,453	69	398
テニス	10,574	65	163
水泳	8,706	33	264
ギムナステック	7,705	59	131
スキー	6,015	84	72
陸上競技	5,741	29	198
射撃競技	4,692	85	552
バレーボール	4,132	110	38

注：1）実動会員数による。

：2）出典は Sport in München. Jahresdokumentation 2007 (Münchener Sportamt, 2008).

表 2 は、クラブで愛好されている種目を示す。登山とハイキングの愛好者が最も多く、ついでサッカーとトウルネン（体操運動・器械運動）、さらにテニスと水泳がそれらに続く。なお、種目とクラブの関係については、1 つのクラブが複数の種目を実施している場合もあり、会員数の多いクラブほどその傾向が強くなる。

住民のスポーツ活動はクラブスポーツに限られるわけではない。定期的にスポーツをする市民は 80 万人で、ミュンヘンでは市民に対し 6,100 のスポーツ・プログラムが提供されている。提供者の内訳はクラブ 668、商業的な提供者 302 で、提供されるスポーツ種目の数は 298 種に及ぶ。市民のス

ポーツ活動は多様化しており、クラブスポーツの影響力が強いとはいえ、独壇場ではない。ちなみに、『スポーツ報告 2007』には、競技スポーツ Leistungssport、大衆スポーツ Breitensport、余暇スポーツ Freizeitsport、学校スポーツ Schulsport、トップスポーツ Spitzensport、するスポーツ aktiver Sport、健康スポーツ Gesundheitssport などの概念が登場する。そのことは、スポーツが多様な形態をとって展開している様子を示している。ミュンヘンでは、クラブスポーツが住民のなかで大きな役割を果たし、活況を呈している。と同時に、商業的なスポーツの提供や観衆スポーツを含め、クラブの外部において

も様々なスポーツ活動が展開しているのである。

2. ミュンヘン市の施策—スポーツ・インフラに対する持続的公共投資と活動助成

社会民主党の政治家、クリスチャン・ウーデ市長は、1996年3月に市区委員会 Bezirksausschüsse に直接選挙制を導入するとともに、委員会事務所を開設。2001年以降、独自財政権 Budgetrecht を拡大。1998年には極右の胎動に対抗して教会、大学、諸連盟、諸協会とともに「寛容、民主主義、法治国家のためのミュンヘン同盟 Münchner Bündnis」を結成し、民主主義の擁護に積極的な姿勢を示した。2006年の FIFA ワールドカップ・ドイツ大会を利用した極右勢力の宣伝活動に際しても、いち早く対抗デモを組織し、右翼の企画を粉碎している(4)。

ウーデ市長は、前市長就任期の1991年に市議会が採択した1億2千万ユーロ（約156億円）の市営水浴場投資計画を継続してミュンヘン市を「浴場都市」にしようと試み、サウナや遊戯施設の追加を含む増改築や新設を実行した。すなわち、Nordbad 改築、Michael-Hallenbad 全面改築、Ungererbad, Michaeli-Freibad と West-Freibad の改築、Forsternrieder Hallenbad と Cosimabad のサウナの増改築、Bantebad 竣工、Westbad 全面新設、Prinzregenden Stadion の全面改築である。2006年以降、さらに3千百万ユーロ（4億300万円）を投資し、つぎの6件の施設整備を行

った。2006～2007年、Schyrenbad 改築。2007年、Cocimabad の温水プール改築。2008年5月、Dante Sommerbad 再開。2007～2008年、Südbad 改修。2008年6月、屋外水浴場 Maria Einsiedel の自然水浴場への改造と営業開始。2008年、オリンピック室内水泳プールの改築。以上の施設整備により、利用者が287万人（1993年）から380万人（2007年）に増加している(5)。

彼はまた、公園の拡充にも積極的で、1993年以来148の緑地、計250ヘクタールを造成し、その間、174のプレイグラウンド Spielplatz を新設。それによって、ミュンヘンのプレイグラウンドは合計660になった。加えて、2004年以来、4年間で4つの公園（Petuelpark, Riemer Park, Arunlpark, Im Gefield）を新設した(6)。以上のように、ウーデが市長として在職した1993年から2008年の15年間に、ミュンヘンの余暇・スポーツのインフラは大きく前進した。

2007年度のスポーツ課の運営費・施設整備費は表3と表4に示すとおりである。総額は2,928万ユーロ（約38億円）。過去3年間で最低だが、それでも住民一人当たり21ユーロ（約2,800円）である。予算は抑制傾向にあるが、施設整備費やスポーツクラブ・組織への直接補助は維持されており、競技力向上より大衆スポーツ、一般住民のスポーツ活動を重視しながら、クラブスポーツを振興しようとしている。

表3 スポーツ課の予算と施設整備（2005-2007年）

	2005年	2006年	2007年
スポーツ課予算	3,450万	3,280万	2,928万
うちスポーツ組織への直接補助	430万	380万	400万
複数年投資計画にもとづく投資額	1,500万	1,310万	1,528万
うちスポーツクラブの施設建設補助	950万	380万	584万
うち市有屋外スポーツ施設建設費 （市区スポーツ施設を含む）	550万	930万	944万

注：1) 単位はユーロ。

：2) Sport in München. Jahresdokumentation 各年度による。

表 4 スポーツ課のクラブスポーツ振興予算 (2006 年)

スポーツ活動費	1,380,000
クラブのスポーツ施設維持	1,250,000
競技力強化の施設維持 (支援センター、競技力強化センター)	530,000
クラブのためのスポーツ施設の借用	700,000
クラブのスポーツ行事	25,000
合計	3,885,000

注：1) 単位はユーロ。

2) 複数年施設投資計画額を除く。

3) Sport in München. Jahresdokumentation, 2006 (Münchener Sportamt, 2007), S.12.

3. ミュンヘン市のスポーツ政策の基本原則と具体的指針

(1) ドイツ連邦共和国と公共スポーツシステムの構築

ドイツにおける公共スポーツシステムは、次のような歴史的契機・過程をへて構築された(7)。第1は、戦後改革と連邦共和国の形成をへて成立したドイツスポーツ連盟 (DSB) に象徴されるスポーツの政治的・社会的な「自治」と「自主管理」。

第2は、60年代初頭を始発とする DSB の「第二の道」(メダル獲得とは別の、大衆スポーツの奨励)、およびオリンピック協会・行政との提携による「ゴールデンプラン」(連邦・諸州・自治体による 2:5:3 の助成原則にもとづく公共スポーツ施設整備)の展開。ならびに、60年代中葉の DSB によるスポーツと国家・社会の「パートナーシップ」の提唱。

第3に、1975年のヨーロッパスポーツ憲章と、DSBによるスポーツの社会的自己認識の表明。憲章と表明によってスポーツの社会的機能・価値が明確となり、スポーツは基本的人権・社会的基本権として意義づけられた。この時期を基点に、DSBはスポーツクラブを社会的・政治的な力、民主主義の構成要素であるとともに、非国家的・市民的公共性の担い手として意義づけ、クラブを基礎にした国民スポーツ運動を本格的に展開する。

以上のように、公行政によるスポーツの条件整備と DSB による国民スポーツ運動の展開によって、今日のドイツにおける公共スポーツシステム

の礎が構築された。そこに通底するのは、スポーツの「自治」を基本にした「自助」と「補完」(助成)、「パートナーシップ」の原則である。低成長にともなう財政難や新自由主義の影響があるとはいえ、今日のミュンヘン市のスポーツ政策は、上述の公共スポーツシステムのもとで展開される。

(2) 「ミュンヘン市スポーツ振興要綱」

ミュンヘン市は緊縮財政のもとでもスポーツ・余暇インフラの整備拡充とクラブスポーツの助成に努めており、住民・市民のなかで多様なスポーツ活動が展開する。施設整備とクラブスポーツの助成を基本にしながら、「廉価」なスポーツサービスの提供をめざしている。市によるスポーツの助成に法的義務はなく、自治体の自発的な事業として行われるが、財政危機のなかでも高い優先順位を得ており、公行政によるスポーツへの「助成」Subsidiaritätの核心は、地域住民のための文化・健康・福祉・教育の拡充、すなわち、社会政策としてのスポーツの展開にあり、その理念と施策の基本は議会の承認をへて 2008 年 8 月に公布された「ミュンヘン市スポーツ振興要綱」(2008 年)に明記されている(8)。以下に、その要点を紹介しておこう。

① (スポーツ振興の目的): 青少年の人格の発展と身体的・精神的・社会的な健康増進、周縁的諸集団 (例えば年長者、移民、障害をもつ人びと) の社会的統合、環境や経済の発展、社会的改良という点で、スポーツは非常に有効な手段である。それらの役割を最も効果的に展開するため、でき

るだけ廉価に、居住地の近くで、安全に、かつ助成の対象となる社会集団に合致する方法で実施せねばならない(S.6)。

②(自助の原則と補完=「助成」原理):自治体のスポーツへの「助成」という意味で、インフラ整備とサービスの供給を推進することはスポーツの振興に不可欠な公準 *Klassiker* である。社会契約的なスポーツの提供者、とくにスポーツクラブは、自治体の支援によって適切なスポーツの供給を実現することができるようになる。自治体は通常、それ自体がスポーツの提供者ではない(S.7)。

③(補完=「助成」の対象):大衆スポーツ(健康促進、スポーツの社会的諸機能)が中核をなす。スポーツ行事(世界・欧州選手権、特別な大イベントなど)もそれ以外の効果をもたらすという意味で「自助の補完」の対象になりうる。

④(支援する主要な相手):今後も引き続き、スポーツに社会契約的にアプローチする共益的な社団 *die gemeinnützigen Vereine* である(S.4)。

(関係者の自治・自立の保証とパートナーシップ):自治体のスポーツ助成の受け手は、間接的には常にミュンヘンの住民であり、直接的な事業の受け手は市の社会政策的目的を念頭に置くスポーツの提供者、とくに共益的社団である。スポーツの現状を有効に補完し、説得力のある支援をする限り、他のスポーツ提供者も受け手でありうる。組織されたスポーツ(クラブスポーツ)が単独で市民のスポーツ需要に対応できない場合、例外的にスポーツの実施者に直接に助成することもありうる(S.8)。

⑤(公私のパートナーシップの追求):混合財政・協同モデルの展開、または支援と、スポーツに持続的な刺激をもたらす経済とイベント・サービスとの接触を仲介する(S.9,S.5)。それらの事業には、不動産、建築投資、事業主体に関する裁量権から、マーケティングにおよぶ一連の事項が含まれる。現在は財政抑制期にあり、スポーツ・インフラの発展を可能にするため、クラブだけでなく、他の法人格(とくに私企業)が協同のパートナーになりうる。その場合には、市の分担はそれ

相応に軽減される(S.25)。

⑥(自治体が所管するスポーツの領域):住民が実際に身体を動かすスポーツ。とくに共益的スポーツ組織のうち、プロスポーツでないもの。トップスポーツは、連邦と州の管轄ゆえ市にとって意義は僅かだが、スポーツのイメージ作りと模範を示すうえで必要である。大衆・余暇スポーツのなかでとくに振興すべきは、健康スポーツ、社会政策的なスポーツのプロジェクト、あるいは、たとえば青少年育成などのスポーツ政策的目的を中長期的に実現するための新しいスポーツ種目や運動である。スポーツはスポーツクラブのなかだけで行われるのではない。自由選択、柔軟な余暇の利用、高い質の要求など、スポーツを行なう者の基本的条件や動機は変化しており、スポーツクラブの外で、とくにフィットネス・センター、あるいはジョギング/ランニング、ウォーキング、雪上ウォークなど、非拘束なものも好まれている。なお、一部では、クラブ内で中堅年齢の会員数の減少傾向も見られる。クラブスポーツの将来を損ねることなく、スポーツの現状をより良いものにすることは可能であり、クラブ外での余暇スポーツに対する「助成」はクラブスポーツの拡充や近代化を支援する事業と並行して行なう必要がある(S.8)。

⑦(スポーツに対する「助成」の手段):(i) 財政的事業(補助金、寄付金、貸付金)。(ii) スポーツ・インフラ(土地、スポーツ施設、スポーツ場など)の廉価な委託 *Überlassung*。(iii) 混合財政、または他の分担を目的とした協同モデルの展開、あるいは公私のパートナーシップ。(iv) サービス問題の助言(クラブの事業展開、マーケティング、補完(助成)、仲介、行事の調整など)。(v) 基礎研究とスポーツの発展・スポーツ供給の近代的構築に関する連盟、クラブ、科学、経済、政治の横断的な討論のための企画(目的集団の決定、スポーツ行動、要求分析、スポーツ施設計画)。(vi) 学校、児童施設、クラブとの運動教育に関する強力な提携(S.9)。

⑧(スポーツに対する「助成」の概要):要点を

示せば、表 5 のようになる (S.10)。

表 5 市のスポーツに対する「助成」の概要

経常的スポーツ活動への助成	クラブのスポーツ・インフラの助成	行事と表彰
○スポーツ活動経費 ○クラブのスポーツ施設の維持費補助 ○看板広告料からの補助	○クラブ施設のための市有地の長期貸与 ○スポーツ施設の新設、および、大改修のための資金補助と貸付 ○市のスポーツ施設の委託 ○第三者のトレーニング施設の暫定的借用	○高レベルのスポーツ行事の助成 ○スポーツ成績の表彰 ○スポーツ功労事業の表彰

⑨ (スポーツへの「助成」の一般的 前提条件) :
 (i) ミュンヘンにおける社団登記と権利能力の取得。(ii) 財務局による共益的団体としての認定。
 (iii) バイエルン州スポーツ連盟 (BLSV)、ドイツ・アルペンクラブ (DAV)、ドイツ自然の友 (NFD)、またはバイエルン射撃同盟 (BSSB) への加盟。(iv) 25 名以上の実働会員。(v) 会員の 50% 以上、または千人以上のミュンヘン居住。(vi) 人種、エスニックな出自、性、世界観、障害、年齢による差別などを否定する全般的同権法 (Allgemeines Gleichstellungsgesetz) の承認 (S.12)。

⑩ (「助成」に関するその他の規定・原則) : <資金調達の努力義務> 他のすべての補助金の可能性 (例えば、BLSV、BSSB など) を利用していること (S.13)。<権利要求> 現行の予算に依存する。権利要求 (Rechtsanspruch) はない (S.13)。<補完の公平性> 独自のスポーツ施設を維持するミュンヘンのスポーツクラブは、それによって市のスポーツ施設を利用するスポーツクラブと比較して不利益な条件に立たされる場合は、補助を受けることができる (S.24)。<自己責任と「助成」の関係> 自治体による「助成」とスポーツの自治、自己管理権の原則は、クラブが自己の責任において必要なスポーツ施設を経営することができるとき、自治体の経済的行為という意味においても、最高度に達成される (S.25)。<共同利用> スポーツ施設は自治体規則第 21 条の規定する公共施設であり、クラブはすべての施設を近隣の学校と共

同で利用するものとする (S.27)。<施設整備・大改修と自己資金> スポーツクラブは、その経済状況が安定していることを示さねばならない。30% 以上の自己資金を現金か寄付でまかなうこと。自己資金には、労働力提供、資材寄付、その他 (会員の貸付金、銀行貸付け金) も含める。スポーツの政策的目的が考慮され、スポーツへの社会契約的な理解がある限りにおいて、自己資金のなかに第三者 (たとえば、私経済的投資者) のものを加えることもありうる (S.28)。<市のスポーツ施設の委託――配分原則と優先順位> (i) 非営利・共益組織、(ii) 通年実施種目、(iii) 青少年、少女・女性、障害者、(iv) 使用状況、会員数、チーム数、女性の比率、クラブ所有施設の利用などが考慮される (S.36)。

4. 生活世界の変容とスポーツ政策の新たな動向
 以上のように、非営利的で共益 (公益) 的なクラブシステムがスポーツへの市民参加の基礎をなす。「助成」の直接的な対象は共益 (公益) 的なクラブであり、住民はそれを介してスポーツを享受する。そこでは競技力の向上以上に、社会政策的課題、すなわち大衆スポーツの展開が期待される。ちなみに、プロスポーツや民間営利の商業的フィットネス・クラブへの市の公的助成はない。他方で、緊縮財政のもと、社会政策目的への配慮を前提に、施設の整備・改修のための私企業からの資金調達にも道を拓いている。民間活力の導入による公共スポーツの推進であり、公私のパートナー

シップのもと、混合財政・共同モデルの展開が模索される。その場合、拡充された施設は公共施設として位置づけられ、共同利用が原則となる。

一方、クラブの外でスポーツに親しむ市民のため、市は屋外のフィットネス施設、公園、水泳プールへの公共投資を進めており、さらに、組織的スポーツ、つまりクラブではなしえないサービスや機会を提供するため、スポーツ課余暇スポーツ系の活動に加えて、ミュンヘン市民大学、光熱水道を所管するミュンヘン都市事業会社（SWM）の水浴事業部、有限会社ミュンヘン・オリンピック公園などが行うスポーツサービスにも助成している。

そのようなスポーツに対する公的「助成」の展開には、各党派で組織する市議会内のスポーツ委員会と、スポーツ関係者や専門家で組織する行政の諮問機関・スポーツ審議会のサポートが存在する。と同時に、次のようなミュンヘン市民の生活世界の変容をも視野に入れているのである。

第1は、生活スタイルの個性化・個人主義化の進行にともなうスポーツ要求の多様化と、ニュートrendないし非伝統的志向の台頭。第2に、それを背景にした商業的スポーツ供給事業の成長。第3に、市財政の逼迫と新自由主義的傾向の増大にともなう行政の効率化志向。第4に、高齢化・少子化・移民関係者の増大。以上の事情を背景に、スポーツ課は現在、経常的な事業に加えて、3つのプロジェクトに取り組んでいる。1つは「スポーツによるインテグレーション」、2つには「スポーツ振興計画」の策定、3つめは2018年冬季五輪大会の招致活動である。

そのうち、「スポーツによるインテグレーション」は連邦内務省とドイツ・オリンピック・スポーツ連盟（DOSB）の提携による全国的プロジェクトである。住民の30%を180カ国以上の移民関係者で占めるミュンヘン市は、2007年、独自に「インテグレーション構想」を定めて「連帯都市社会」を標榜し、全部局を挙げて多文化政策を展開しており、そこでは教育、継続教育、労働市場、居住空間、政治参加、健康維持が「社会的な中核領域」に位置づけられている。同年、スポーツ分野も専

門会議を開催し、スポーツによる社会的障壁の克服と統合をミュンヘンのスポーツの中心テーマに位置づけた(9)。

目下策定中の「スポーツ振興計画」は、住民の年齢構成の変動や移民関係者・障害者の比率の増大、生活スタイルの個性化やメディア消費の拡大などを考慮し、新しいスポーツ要求に対応するスポーツ施設の配備やサービスの提供を行おうとするもので、「スポーツ空間」をコンセプトに、大規模スポーツ施設よりも居住区に基礎を置く地域スポーツ施設の建設を重視しようとしている。注目すべきは、住民へのアンケートをもとに、すべてのスポーツ関係者の参加による計画化とその実行を重視していることである。2009年夏、調査と対話形式をもとに構想を完成させる予定でいる。

2018年の冬季五輪大会の招致は、2007年7月のドイツ・オリンピック・スポーツ連盟（DOSB）理事会での立候補表明後、ミュンヘンおよび関係都市との協議をへて、同年12月にDOSB総会で議決された。ミュンヘンでは開閉会式とスケート競技開催、選手村、プレスセンター設置などが検討されている。ウーデ市長によれば、「立候補はミュンヘンを世界に開かれた、スポーツに熱心な都市であることを示すまたとない機会であり、楽しい競技、完全な組織性、高度な環境規制、それが立候補の構想を構成する基本である」。不確定要素が多いが、施設整備については、新規施設は事後の需要が見込めるもののみとし、他は移動ないし仮設式のもの、あるいは、将来的に地域の発展に貢献しうるもののみとするというのが市の基本的態度である。新築・改築に際して環境との適合性を十分検証する、ともいっている。ミュンヘン・マーケティング調査研究所（mifm）のアンケート調査によれば、89%の市民が市の立候補を知っており、回答者の69.2%が立候補を歓迎、78.2%が冬季競技の開催が市の発展に積極的に作用するとの見解を抱いている(10)。

おわりに――EU統合と地域スポーツの展望

EUスポーツをどう理解するか。EUには、い

くつかの方向性が存在する。移動・競争の自由と非干渉の論理を貫く「欧州単一市場」連合か、連帯と社会政策を重視する社会・文化アクター、すなわち「人民のヨーロッパ」か。あるいは、第三の道か。加えて、国家や地域との関係をめぐり、トランスナショナルか、国家連合か、それとも「地域」の連合体か、といった見解が入り乱れる。そうした全般的な動向とは別に、労働市場の自由化論にもとづくボスマン判決（1995年）や消費者の権利を重視した欧州議会の TWF（1997年）のように、スポーツは経済的活動か、それとも社会的活動か、といった論点が存在する。これまでスポーツに影響を与えてきたのは欧州裁判所、競争政策局、地域政策局などであった。だが、スポーツの相対的独自性を承認した EU スポーツ宣言、すなわち、1997年6月のアムステルダム条約付帯「宣言」第29号の採択以降、教育文化局の活動が目立つようになってきている。しかし、欧州委員会が理事会に宛てた「ヘルシンキ・レポート」（1999年12月）が明言するように、EUは欧州社会におけるスポーツの重要な役割を認めてはいるが、現行 EU 条約のもと、予算の策定権を含め委員会にスポーツに対する直接的な権限はない。EUにおいてスポーツを規定するのはハード・ローではなく、ソフト・ローである。その際、「補完原理」principle of subsidiarity が基本をなす。条約に明記されたとしても、この基本は変わらないのではないか。EUを構成する人びとの生活世界は EU・国民国家・州あるいは県・自治体との重層性において展開する。EU というアイデンティティは、そのような地政学的構成を媒介にし、地域社会あるいは地域自治体に依拠することなくして、実現しえないように思われる。

(1) Cf. Max Steinhardt, Hennig Vöpel: Champions des Sports. Ein empirischer Vergleich deutscher Sportstädte (Hamburgisches Welt Wirtschaftsinstitut(HWWI) 2007.

(2) Cf. Landeshauptstadt München Direktorium, Statistisches Amt :München in Zahlen 2008

(Munich Facts and Figures 2008).

- (3) Cf. Landeshauptstadt München, Schu- und Kultusreferat, Sportamt(Hrsg.): Sport in München. Jahresdokumentation 2007, 3. Auflage • Februar 2008.
- (4) Landeshauptstadt München Presse-und Informationsamt(Hrsg.): 15 Jahre im Amt. Oberbürgermeister Christian Ude. Die Bilanz 1993 bis 2008, München 2008, S.18.
- (5) Ibid., S.22.
- (6) Ibid., S.19.
- (7) 高津勝『現代ドイツスポーツ史序説』創文企画、2006年、第4章、参照。なお、連邦制のもと、ドイツはヨーロッパのなかでもスイスについて分権化が進んでおり、州政府に多くの立法権が委ねられている。教育・文化は州に主権があり、住民の福祉は基本的に州と自治体の権限に属する。スポーツもまた、国家を代表するトップレベルのスポーツは連邦の外務省が所管であるが、それ以外は基本的に州および自治体の権限に属する。なお、EU加盟国の地方制度の類型的な把握については、室田鉄男『欧州統合とこれからの地方自治』日本法制学会、2002年、18-20頁、参照。
- (8) Cf. Landeshauptstadt München, Schul-und Kultusreferat, Sportamt(Hrsg.): Sportförder-richtlinien der Landeshauptstadt München (SpoFöR), 2. Auflage August 2008.
- (9) Integrationkonzept. In: Müncher Sportjugend Magazin, Dezember 2007, S.5. Sport in München. Jahresdokumentation 2007, S.33.
- (10) Sport in München. Jahresdokumentation 2007, S.32.
- (11) Commission of the European Communities: Report from the Commission to the European Council with a view to safeguarding current sports structures and maintaining the social function of sports within the Community framework-The Helsinki Report on Sport, Brussels, 10.12.1999 COM(1999)644 final.